

会議録

会議の名称	令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会	
開催日時	令和7年10月17日（金）午前10時00分から午後10分まで	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 2階 201会議室	
出席者の職・氏名	委員5名（鈴木委員、富岡委員、村山委員、大谷委員、西委員） 事務局保育課8人（堤田部長、玄順次長兼課長、金子課長補佐、橋係長、山守係長、臼倉主査、櫛山主査、小川主事）	
欠席者の職・氏名	委員4名（戎井委員、宮野委員、図師委員、佐藤委員）	
議題	(1) 部会長の選出について (2) 公立保育園の今後のあり方について (3) 朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について (4) その他	
会議資料	・次第 ・資料1 公立保育園の今後のあり方について ・資料2-1 朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について ・資料2-2 朝霞市障害児保育実施要綱の改定案 ・資料2-3 医療的ケア児の保育園等受入れガイドランの改定案	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 会長による確認		
傍聴者の数	2名	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・櫛山主査

本日は、お忙しい中、令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会に御出席いただきありがとうございます。

初めに、会議の公開につきまして御説明します。

「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、本審議会は、原則公開となっておりますので、本日の審議会は、開会前に傍聴人を傍聴席へ案内する運用といたします。また、会議の途中に傍聴希望人がいらっしゃった場合においても、傍聴要領に沿って定員5人までは入室していただきますので御了承ください。

なお、傍聴人につきましては、傍聴要領に記載された事項をお守りいただいた上で傍聴をしていただることになります。守るべき事項に反する行為をされた場合には、退場していただくことがあります。

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第1回朝霞市保育園等運営検討部会を開催させていただきます。

本日、進行を務めます、保育課の櫛山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、本日の委員の出欠席について御報告いたします。

本日は、戎井委員、宮野委員、図師委員、佐藤委員が所用により欠席となっております。条例第7条第2項の規定により、「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とされています。本日、出席委員は5人、委員の定数9人の過半数を満たしておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、配付資料の確認をいたします。

お手元の資料を御確認ください。まずは、本会議の会議次第でございます。次に、資料1「公立保育園の今後のあり方について」、資料2-1「朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について」、資料2-2「朝霞市障害児保育実施要綱の改定案」、資料2-3「医療的ケア児の保育園等受入れガイドランの改定案」でございます。

以上となりますが、資料の不足、不備等はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

◎2 部会長あいさつ

○事務局・櫛山主査

始めに、朝霞市子ども・子育て会議条例第8条第3項に、部会長は会長が指名するとなつておりますことから、事前に嶋崎会長から鈴木委員を御指名いただいております。

それでは、鈴木部会長より、ごあいさつをいただきたいと存じます。

○鈴木部会長

皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

今日は、保育園等運営検討部会ということで、皆様それぞれが御検討いただく議題としては、2点。それぞれの内容が専門的な用語が背景にある、あるいは、朝霞市の取組の歴史があるというところが関与する内容になりますので、事務局からの説明を踏まえつつ、この市の子供たちにとってより良い方向を皆さんと検討できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議題一つ目は、「公立保育園の今後のあり方」、二つ目は、朝霞市の育成保育等実施要綱と医療的ケアのお子さんたちのことが話題になりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局・櫛山主査

ありがとうございました。

それでは、ここからは鈴木部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

鈴木部会長、よろしくお願ひいたします。

◎3 議題 (1) 公立保育園の今後のあり方について

○鈴木部会長

それでは、早速議題に入りたいと思います。

議題一つ目は、「公立保育園の今後のあり方について」資料1を基に事務局から説明をお願いします。よろしくお願ひいたします。

○事務局・橋係長

保育課保育総務係長の橋と申します。よろしくお願ひします。

それでは、「公立保育園の今後のあり方について」、御説明させていただきます。

改めて、資料1を御覧ください。

1、2ページにつきましては、前回の子ども・子育て会議で御説明させていただいた内容となります。簡単に振り返りますと、本市では、令和7年3月に「朝霞市こども計画」を策定いたしました。今後は、この計画に基づきまして様々なこども・若者施策を推進していくことになりますが、そのためには、多額の財源が必要となること。そのため、市予算の16パーセント近くを

占め、今後も更なる上昇が見込まれる保育園費、中でも平成16年度に国・県の補助金が廃止されて以降、重い財政負担となっている公立保育園に係る経費の削減を目指していくこと。ここまでが、前回の子ども・子育て会議の内容でございました。

それでは、ここから本日の内容に入らせていただきます。本日の保育園等運営検討部会では、公立保育園に係る財政負担に着目いたしまして、これを削減するため、今後市が進めていく施策について皆様にお諮りさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

いざ公立保育園の財政負担を削減すると申しましても、どのような方法があるのか。そもそも、公立保育園の経費とは具体的にどういうものなのかということを、簡単に御説明いたします。まず、保育園は大きく分けて、市が作った公立保育園と民間事業者が作った民間保育園の2種類がございます。当然、そのほとんどは作った者、市であったり民間事業者が、そのまま運営も行いますので、いわゆる公設公営保育園、民設民営保育園という形になります。ただ、中には特殊なものもございますので、先に御説明をいたします。

3ページ中段の「施策の提案にあたって」の部分を御覧ください。

そちらの1、2に記載しております、「公私連携型保育園」というものです。こちらは、民設の保育園なのですが、市と運営をする民間事業者が協定を結びまして、設備の貸与や運営の支援、具体的には土地や建物を貸すとかそういった市からの支援を受けるため、市が積極的に内容に関わります。ですので、公立とほぼ同じ水準の保育が提供される保育園という位置付けになっております。

次に、3に記載してございます「公設民営保育園」です。こちらは、公立であります市の保育園ですが、中身を民間の事業者に運営を委託している保育園でございまして、朝霞市には二つございます。宮戸保育園と仲町保育園になります。こちらは、当然職員の配置などは、市直営の公設公営保育園と同様の基準が適用されております。よろしいでしょうか。

3ページ上段のグラフに戻っていただきます。保育園の運営には、主にこれが一番大きいのですが、保育士などの人件費、そして施設の修繕ですね。いろいろ屋根が壊れたとか配管が壊れたとかそういった修繕料であったり、あるいは、例えば土地を借りている賃借料ですとか、そういった維持管理費というのが掛かっております。公立と民設では、この経費の負担割合が実は大きく異なっております。このグラフのとおりなのですが、公立ですと黄色の部分、8割が市の負担で運営しております。翻りまして、民設ですと国・県の運営費補助金の対象、こちらで県と国の負担割合で示しているのですが、補助金の対象となるので、市の負担は2割ほどで済むという形になります。御覧のとおり、公立保育園が民設保育園になれば市の負担は現在のおよそ1/4程度になるという形になります。

このように、今回の会議において事務局で考えている財政負担の削減策というのは、現在行っている公立保育園の質とかサービスですね、そういった予算を削減してしまうということではなく、あくまでも公立保育園を民設化することで得られる国・県の補助金を受ける、つまり、市の収入に当たる歳入を大幅に増やすことで市の財政負担を抑える。そういうやり方を取りたいという御提案になります。

そこで、今から実際に公立保育園を民設保育園に移行するための施策の案、こちらを今回、四つお示しさせていただければと思いますので、是非、皆様の御意見を頂戴できればと思います。

なお、最終的にこの施策を実施する上では、まず、大前提といたしまして、子供たちの保育が途切れないように、いわゆる保育の継続性を確保すること、それから、保護者の方に追加の負担を掛けないこと、この2点を特に重要なポイントだと思って、この施策案を持ってきておりますのでよろしくお願ひいたします。

早速、説明させていただきますので、4ページを御覧ください。

まず、公設公営保育園、市が作って市が直接運営している保育園、こちらを民設化する方法として、2点お示しさせていただきます。

まず、「Case A」です。こちらは、和光市で実際に実施された施策になっておりまして、民設民間保育園です。大谷委員が運営されている保育園と同じで、完全な民間の保育園にそのまま移行するというパターンです。

こちらのデメリットといたしましては、運営事業者が市から民間に変わりますので、当然、先生とかが変わってしまう関係上、保育の継続性の確保が難しくなる可能性が高いということ。それから、現在の公立保育園は、通常よりも少し職員の配置基準を厳しくしたりしているのですが、そういった公立保育園の基準を、当然、民間に運営をお任せするわけですから、適用できなくなる。こういったことが、デメリットとして挙げられます。

次に、「Case B」です。こちらも実際に坂戸市で実施された施策ですけれども、これは、公私連携型保育園に移行させるというやり方になります。

こちら、実はメリットとして、市が、先ほど申し上げましたとおり協定を結ぶんですね。保育の内容、配置基準とかそういった内容で協定を結ぶので、公立とほぼ同じ水準の保育を確保できるという点が挙げられます。

ただ、当然、デメリットもございまして、こちらも運営事業者が、やはり幾ら公私連携とはいっても、市からほかの民間事業者に変わってしまいますので、保育の継続性の確保という点では難しくなるということです。通常の民間の保育園と比べて公私連携型ですと、職員配置とかを厳しくお願いすることになりますので、当然、人件費とかが掛かります。それは、民間だけの負担というのは難しいと思いますので、市からその民間の事業者に対する追加の補助金などが必要に

なる可能性があるということも、一つデメリットとしてはあろうかと思います。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

今度は、公設民営保育園、先ほど申し上げました宮戸保育園と仲町保育園、市の保育園ですけれども、中身を業者に委託しているという公設民営保育園、こちらを民設化する方法を2点お示しさせていただきます。こちらにつきましては、原則として今運営を担っていただいている事業者に、そのまま民設保育園としてやっていただくということを前提としております。

では、まず「Case C」です。こちらは、先ほどの「Case A」と同様に、完全な民間保育園にそのまま移行してもらうと。今やっている事業者に、そのまま民設保育園として移行してもらうというやり方です。デメリットですけども、原則としては今の事業者に移行してもらうのですが、万が一、その事業者ができないということで別の事業者に変わってしまえば、やはり、同じように保育の継続性の確保が難しくなるということ。また、完全に民間にお任せするので、現状の公立の基準、職員配置など適用できなくなるということがデメリットとしてあります。

最後に、「Case D」です。こちらは、先ほどの「Case B」と同様に、公私連携型保育園に公設民営保育園を移行させるということになります。こちらのデメリットとしては、やはり、公立の基準を民間に求めますので、追加の職員を雇っていただく等のお金が発生することから、市から追加の補助金を出す必要などがある可能性があることがデメリットとして挙げられます。

以上が、今回事務局からお示させていただく四つの施策案になります。

では、資料の6ページを御覧ください。

こちら、今、私が御説明した四つの施策を表にまとめたものになっております。施策ごとにメリットとデメリット、あとは、やはりこれが重要なところなのですが、子供への負担、保護者への影響、あるいは、今働いている保育園の職員への影響、そういうものを示しているものになります。

この表を基にまとめますと、「Case A」と「Case B」は、公設公営保育園、つまり、市の直営保育園を民設化するに当たり、事業者に任せる「Case A」なのか、市も積極的に関わる「Case B」なのかということと、「Case C」と「Case D」については、現在、公設民営保育園である宮戸保育園と仲町保育園を民設化するに当たって、やはり事業者に任せる「Case C」なのか、それとも市も積極的に関わる「Case D」なのかということ、この四つということになります。

私の説明は以上になります。是非、この表を参考に皆様から御意見、御質問を頂戴できればと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたことに関して、御意見あるいは御質問等ございましたらよろしくお願ひします。

○大谷委員

大谷です。よろしくお願ひいたします。

民設保育園は、本当にいろんなパターンがありますよね。うちの保育園は、完全担任制を取っているので、私は今の配置基準から増やさなくていいと思っているのですが、職員の人数は。ただ、合同保育をしていたりいろいろやってたりすると、認められている範囲の中の運用として、人数が少なく置いている園もあるかなとは思うのですが、それは、園任せにするかどうかというところをまた今聴くというところですよね。いろいろな園があるので、もし、本当に民営化してどうですかと言ったときには、市の方でかなりいろいろ調べていただいた方がいいのかなと思ったりはします。同じ民設園でこんなことを言うのはと思うのですが、いろんな園があるなとは思うので。

これは、朝霞市内ばかりではなくいろんな、広く全国に呼び掛けるという感じですか。

○事務局・橋係長

これは、あくまでも朝霞市内の話になります。

○大谷委員

事業者も。

○事務局・橋係長

事業者ですか。そうですね、実際に募集を掛けるときは、そういうことになろうかと思います。当然、市内の事業者も。

○大谷委員

積極的に、もう増やしたくないなと私は思っていますけれど。

すいません、もう一度よろしいですか。あと、かなり老朽化してると思うんです、市の施設が。その修繕費だとかそういうのを、もう任せちゃったからそっちでやってねというのは、かなり負担だとは思うんですね。こないだ、うちの保育園もエアコンが壊れまして、室外機のオーバーホールというんですかね、全部。あれが200万というのが来たりしたので、そういうたった今後のそういうことへの、もう老朽化してしまったものを渡すのであれば、そこら辺はどうするのかなと思ったりします。

○鈴木部会長

事務局、お願ひします。

○事務局・橋係長

公設公営保育園が、特に古いですね。公設民営保育園は、古いのですが、平成十五、六年以降なので、まだ比較的。公設公営は、もう昭和からある建物になるので。

こちら、完全に民設化する民設民営保育園と市が関わる公私連携型と二つあるのですが、公私連携型保育園であれば、基本的に幾つかやり方があるのですが、建物をそのままお貸しする、市の持ち方としてお貸しするという形になると思いますので、当然、市が大家になりますから、大きな修繕とかは、当然、市がそのまま担うということになるのですが、民設化する場合には、市が貸すのか、それとも建物を譲渡するのかという形によって変わると思います。当然、市のものでなくなったものに対して、そこを市が修繕していくというのは、ちょっとほかの民間園との不公平感も出てきますので、というふうに考えております。

以上です。

○鈴木部会長

以上のこと、諸々のこと今御意見を頂戴しました。

そのほか、皆さんいかがですか。

○村山委員

村山です。

もし、宮戸保育園と仲町保育園を民設民営にした場合、その事業者のメリットはあるのですか。今も運営している状態だと思うのですが、何かそのメリット、私は預ける側ですが、やつていただく側はメリットがないと受けてもらえないのかなと思ったのですが、その辺は何かあるのでしょうか。

○鈴木部会長

事務局お願ひします。

○事務局・橋係長

正直、市がそのメリットを言ってしまうというのも、違う気もするのですが。

一つあるとすれば、やはり公私連携型保育園というのが、実は、地方では結構あるみたいなのですが、首都圏とかではまだそれほど多くなく、一つそういったものを担っている、つまり、市からほぼ公立と同じ水準の保育園をやってくださいという、それだけある程度信頼されている事業者というイメージが付くというのが、メリットにはなり得るのかなとは思います。

特に、財政的な面では、基本的にはないと思います。

○村山委員

変わらない。

○事務局・橋係長

変わらないです。

○村山委員

逆に言うと、困ることもないけれども、大きく何か大幅に増えるということもないということですね。

○事務局・橋係長

そうです。補足しますと、先ほど、私が公私連携型保育園に移行することによるデメリットで、市が何か追加で補助金を出さなければいけない。要は、正に村山委員がおっしゃるとおりで、今、委託料で定額お支払いしているので、その金額は決まっているのですが、民間になると、大谷委員はよくご存じだと思いますが、まず、児童が入るか入らないか。あと、その園の例えば職員の経験年数とかそういうものによって、公定価格というのが、入ってくるお金が変わってくるので、その上で更に市が厳しい職員の配置を求めるわけですから、当然、そこに掛かるお金というのは補填してあげないと、逆に民間にとっては、メリットよりもデメリットが生じてしまうので、特別なメリットというのではないかもしれないのですが、少なくともデメリットが生じないようにするために、そういったことを考えているというような形です。

○村山委員

ありがとうございます。

○鈴木部会長

そのほか、御確認、御意見等はいかがですか。

○西委員

西です。

今、ケースを何個か言っていただいたのですが、結果、例えば「Case A」だと、どうしても保育士の総入替えが起こるということですね。これは、確実ということですね、このやり方をしたら。

○事務局・橋係長

そうですね。

○西委員

市に雇われている保育士は雇えないですから。あと、保育園関係者の人に、今日来るに当たつていろいろ相談してきたのですが、やっぱり園児のみんなが、それこそ5歳児とかになってくると、友達と一緒に小学校に行くのを楽しみにしていたりすると思うので、一緒に通って、言わば園児の移動もなく、先生たちの移動もなく、保育士の受け渡しだったりとかそういったところも一番スムーズなのは、どれですか。

○事務局・橋係長

この表の影響という点で見ますと、「なし」「なし」「なし」と書いたのですが。

○西委員

「Case D」ですか。

○事務局・橋係長

今の西委員の御質問の回答であれば、「Case D」になろうかとは思います。

○西委員

これが、公立と同じ水準の保育士の配置とかになってくると、市の持ち出しの補助金が必要になってくる可能性があるということですね。せっかく負担を軽減できても、その可能性は出てくるけれども、児童と保護者と働いている人たちにとってもスムーズな移管にはなる。要は、単純に公設した園を、運営を民営、協働みたいな感じですよね。協定を結ぶけれども運営は民間ということですかね。だから、補助金がもらえるんですもんね。

○事務局・橋係長

そうです。

○西委員

そうなったときに、やっぱり負担が少ないのがいいかなと。あと、メリットも大きいんだろうなと思うのですが、やはりお話が出ていたと思いますが、運営者を選定するに当たって、すみません、全く受け売りですよ、その保育園関係者の方の。朝霞市が求めるものを明確にして、要は、それでやるよと言ってくれる運営者の選定とかが必要になってくると思うのですが、その辺はこれから。

○鈴木部会長

事務局、お願いします。

○事務局・玄順次長兼課長

西委員がおっしゃっているとおりで、まず、先ほど言った選定条件の「C」と「D」というのは一番、6ページにも書いてあるとおり、現在の運営法人のまま移行することを前提というふうに考えていますので、別の法人に何かするということではなく、宮戸保育園、仲町保育園を今運営していただいている会社にそのままお願いすることを前提に考えています。

その上で、この子供の影響とか保護者の影響、職員の影響を考えたときに、「なし」と書いてあるのは、全く基本的に協定で、今あることと同じことをやってもらうということの上でなるので、何が変わるかというと、国・県からの補助金が増えることで市の負担が減るという、どちらかというと、市の影響であって、子供の影響ですとか保護者の影響とか、はたまた事業者の影響というのは、先ほど言った補助金の関係もありますが、基本的には何も変わらず動ける。

ただ、市にすると、市の関与というのが少なくなるので、一部保育士の方たちが、基準を少し、民間の基準と同じような形になると、何人か退職される可能性もあるということで、多少なりともの影響があるというところです。

ただ、「A」や「B」にしますと、今ある公立の保育園、先ほど言ったとおり、市の職員の先生方が民間の先生になるわけですから、まるっと変わってしまうということで、子供の影響も、当然、先生が変わってしまうこともありますし、保護者の方も今までと違う先生との対応になりますし、職員の方も全員変わってしまいますので、影響としては大きいことがあるというところです。

一番最初に言ったとおり、我々としては、子供の影響や保護者の影響というのを一番大きく考えていますので、それができるだけ少ないものを考えていきたいというところで、この四つをいきなり全部やりたいというわけではもちろんなく、できるところからやれればいいかなというところも、当然。

○西委員

四つからどれにしようかなではなくて。

○事務局・玄順次長兼課長

どれにしようかなというところもあります。

○西委員

そうですよね。どれもやるんじゃないですね。どの方法が、この朝霞市にはいいかなという話ですよね。

○事務局・玄順次長兼課長

他市の方でやられていた部分を朝霞市に当てはめたときに、こういう影響があつたりというところがあるので、皆さんに御意見を頂きながら、一番良い方法がもしできるのであれば。

この方法につきましては、もし「C」とか「D」という話になったときには、まだ事業者の方にはお話ししていないので、事業者の方で、民設化するというのはちょっと難しい、今のままがいいですという話になってしまった場合には、この会議をやって大変申し訳ないのですが、今のままという形に。

○西委員

今の委託業者。

○事務局・玄順次長兼課長

今の委託業者のままという形で続けたいとは思っています。これを、ほかの事業者に変えてまで民設民営化するというところ、「C」と「D」に関してはですね。影響としては考えていますので、前提としては、そこの部分として考えております。

もちろん、「A」とか「B」にしようという話になった場合は、事業者の選定とかの部分もございますが、先ほど言った老朽化の問題とかもありますので、やはりその部分でいくと、挙げておいて何ですが、やはりもう少し長いスパンで、朝霞市の場合、この後20年ぐらいは子供は緩やかにしか減っていかないような推計になっているので、いきなり公立園を閉めるだとか何とするというのは、ちょっと違うかなというところですけれど、やはり、老朽化の問題がありますので、建てればやはり何十年も使っていく形になりますので、それが本当に建て替えが必要なのかとか、修繕が必要なのかというところも加味しなければいけないとなると、やはり、今考えられるのは、歳入をできるだけ市の負担ではなく、国・県からの負担をもらえるような形で、市の負担を減らすこと、その浮いたお金でいろいろなほかの施策に使っていきましょうというところを考えたいというところで提案させていただいているところではございます。すみません、長くなってしまいました。

○鈴木部会長

今のお話をまとめると、「D」が現状の様子をそのまま反映する形で、子供にも保護者の方にも、そこで働いてらっしゃる先生方、施設全般についても現状のままということを基本に考えている提案である。

市としては、仮にですが、一部民営化するに当たっても事業主を変えてということでの提案は元々ないということですので、そういったことが事業主からの合意が得られたときに、ここで決まったことを進めていくという方向を考えているということで、今、諸々御確認いただいたところだと思います。

今のお話とここまで経緯で、更に確認や御意見等ございますか。

○村山委員

では、追加いいですか。村山です。

今、その事業者にお伺いをしてやっていただけるならということでしたが、今のお話の感じだと、私としての個人としては、「D」の案が良いかなと思うのですが、事業者の側が、いや、もうそれなら民設民営でやりますとなった場合は、またそこでお話し合いが持たれて、どっちにしようかなみたいになる流れを想定している感じでしょうか。

○鈴木部会長

事務局、お願いします。

○事務局・橋係長

今、次長の方から申し上げたのですが、現時点では、今の事業者が難しいというものであれば、そのまま公設民営の形でやっていくというふうに考えております。

○村山委員

逆です。「C」と「D」でいいですよ、やりますとなつたときに、でも「D」か「C」ならやつてもらつみたいな、「C」でもやりますと言つたらやつてもらつし。みたいな感じですか。

○事務局・橋係長

四つ案を出しておいて何なのですが、公立保育園を市として民設化する上では、現状の基準、質とか内容というのは極力維持した上で、やはり、元々公設であるものですから民設化したいというふうに考えておりますので。

○村山委員

では、「D」なら、「D」を提案をして、「D」で許諾を得たら進めていこうみたいのが、実際現状ではないかという感じですかね。

ありがとうございます。

○鈴木部会長

「D」で決まった場合はということですね。ここで「D」ではないものを、あちらが「C」を提案したところで、こちらの決めたことは「D」なので、その事業主の意向は反映することはないという前提での決定になるということでおろしいですか。

○村山委員

はい、ありがとうございます。

○鈴木部会長

大事なところをありがとうございます。

○西委員

ちょっと今の分からなかつた。ごめんなさい。

○事務局・堤田部長

そこで、もしお話をして、案をこれ四つ全部いいですかということではなくて。

○西委員

そうですね。もちろんです。

○事務局・堤田部長

どれでしよう。どれが一番いいですかね。例えば「D」がいいですよというのが、この会議体で決まれば、それ以外の方向で市は動くことはない。

○西委員

では、現状維持かこれかということ、決まったことかということですね。

○事務局・堤田部長

もし、ほかの提案をされても、それはやるとすれば、またもう一度この会議を開いて、民間から今度「C」だったらやつてもいいと言われたんですけど、とやるか。もううちはこの会議でも

う「D」と決めたから、「D」以外だったら、もうお話にも乗りませんというスタンスです。

○鈴木部会長

はい、どうぞ。

○西委員

そうなってくると、要は、事業者、今、公設民営のところを、この「A」「B」「C」「D」どれに移管しようかという話ですか。

○事務局・橋係長

公設民営ですと、「C」か「D」。

○西委員

そうですよね。公設民営だったら「C」か「D」か。

○鈴木部会長

「A」と「B」だと、全部の園が対象になるということですね、市内の。なので、対象を拡大するという案も入っているという。「A」と「B」を見ると。

○西委員

そうか、今は、宮戸と仲町しかということですね。

○事務局・橋係長

はい、「C」と「D」。

○西委員

そうですよね。この宮戸と仲町が、いや、この「D」のやり方はちょっと。となったとき、市の財政負担に関することは何も進まなくなってしまうということですね。現状、どんな話、何も話していない、ここでこういうのが話し合われることは知っているんですよね。

○事務局・玄順次長兼課長

いや、ここで決まってから事業者の方たちにも…。

○西委員

本当ですか。そんなスタート地点にいるんですか、私たち。すごい光栄です、ありがとうございます。そうなんですね。

○事務局・玄順次長兼課長

こここの部会で決めた後に、もちろん、本体である子ども・子育て会議の方で諮りまして、最終的な決定は、子ども・子育て会議ですので、部会で話し合った結果を本会の方で最終的には決定という形になりますので。

○鈴木部会長

事務局の話、何も変えないっていう案も、「A」「B」「C」「D」にはないけれど、存在はして

いるんですよね、前提としては。

○事務局・玄順次長兼課長

もちろん、そうですね。

○鈴木部会長

現状、公設民営保育園で成り立っていて、市民の方からも大きく恐らく戸惑いとかそういった声が強く上がっているというような事例がない分、現状の仕組みを活用して進める案もあり得るだろうということで御提案いただいている流れがあるというふうに、私は捉えているのですが、事務局の方、その理解でよろしいですか。

○事務局・玄順次長兼課長

はい。

○鈴木部会長

御質問、御意見等何かありますか。

○西委員

私、多分一番皆さんから離れている考え方の持ち主かもしれないのですが。要は、すごい個人的には、本当に今、財政負担がやばいので、もうどんどん民営化していっちゃったらいんじやないかなと思っています。

ただ、その中で、さっき言ったように運営者選定、やっぱり安定、保育の質とか、朝霞市とか国が求めているものが同じものなのかどうか、何なら、民営化することによって、朝霞市の保育の質が、もう1ランクも2ランクも上がるぐらいの、しっかりと朝霞市はこういう基準でやっていくよというのをやった上で、運営者選定をしていって、本当に経営とか分からぬのですが、人と人で考えたときに、しっかりとその協議を重ねた上で、じゃあ朝霞市に保育園をやってくれる民間事業者にこのやり方でお願いしますと言ったときに、いやいや、もう運営を任せられたんだから好き勝手にやるよという事業者がそんなにいるのかなと。だから、しっかりと対話を重ねて、こんな感じでやりたいと言つていけば、そこでちゃんと合意を取れた事業者とだったら、どんな形であろうとできることではないかなと思っています。

その中で例えば公立を減らしていくという話だと思うのですが、ごめんなさい、私、あんちよこを読んでいますが、公立が一定のロールモデルとなって、朝霞市の公立はこの基準だよと、だから皆さん民間を引っ張つていけるような存在になれるように、まずなってもらった上で、その事業者ともしっかりと意思の疎通を図った上でやってもらえば、むしろ、正直私もごく一部の保育園しか知りませんし、娘も保育園に通つていなかつたので知らないのですが、ちょっと前に議員で、民間にちょっと反対派の議員がいるじゃないですか。私、ちゃんとその後、話したんですよ。私は全然素人なので教えてくださいと。民間は何が悪いんですかと。結局、保育の質だつ

たんですね。でも、そうなったときでも、私の知っている事業者は、すごくこだわっていて、逆に公立を知らないで言ってしまうのは申し訳ないのですが、すごくクオリティが高いのではないかと思っています。インクルーシブだってやっているし、医療的ケア児だってちゃんとやっていり、なおかつ、ちょっと偏見かもしれませんのが、将来グレる子が少ないのではないかというような感じの保育をやってくださっているんじやないかなというところを何か所か視察もさせていただいているので、やっぱり民間の良いところとかをどんどん取り入れて、朝霞市の保育の質が高まっていってもらうために、あんまり消極的なことをやっても意味がないのではないかとは思っておりまして。

ただ、どうしても一番最初におっしゃっていただいたように、これまでの歴史だったりとか、園の方々との関係性とかもいろいろ出てくるとは思うのですが、ちょっとまとめますと、個人的私の意見としては、民営化をどんどん進めて、財政を潤して、保育の質を高めていっていただきたいと思っています。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

すいません、私から。

保育の内容のほかに、福祉の観点での、市としての市民の方々が隅々まで誰も取り残さない状態で、教育・保育を受けられる保障をしていくときに、それが、公立では実施されていると思います。民間の民営の方々もその部分にどんどん着手できるようなまちづくりになるのであれば、全ての保育園が民設民営になっていくことも、市が目指している市民の方々に対することが、漏れなく保障されると思うんですね。

ただ、それは段階性があるものだと思うので、今のところで何をするかというところと、将来的にこの市がどんどん発展していくれば、そして、保育の現場がより潤っていくと、今の話も確率じゃなくて可能性になると思います。まずもってここの段階で、すぐできるところに焦点を当てて、今日は進められると良いのではないかと考えています。

いかがですか。

○富岡委員

いろいろ複雑なんだなと思っています。確かに、「D」を選べば現状維持だし、利用者にとっては負担がすごい少ない。けど、これだけで朝霞市の財政が良くなるとは思えず、「A」と「B」にも段階的に進んでいかなければいけないかなと私も思います。

ただ、取り掛かりとしては、まずは、何か一步を進めるために「D」に着手する、ちょっと一旦は、宮戸保育園と仲町保育園の事業者にお声掛けをしてみるというのは良い取組の始め方な

かなと私は思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

では、御意見を伺ったところでまとめてみますけれども、そのところでこの点を入れた方がいいとか、ほかのトライをした方がいいということがあれば、また忌憚なく御意見いただければと思います。

長い目で見たときに、保育の質を維持するということは、絶対的に譲るつもりは皆さんもない。そして、事業主の方の就労保障であるとか環境についても維持できるというところも重視したいというところは、話題に出ていたかと思います。

あとは、長期的に見るということと、短期的に見た上でできることという観点が、後半出てきたと思いますので、長期的にというところは、意見としては「A」や「B」ということも視野に入るのではないかということが出てきたと、私の方はお話を伺って捉えています。

現状のところで、まず進めるところでは、今ここで保育を受けている子供たちとそこにお預けになっている保護者の方々、そういった方々の視点も含めていくと「D」のところに、まずはこの部会としての決定の軸を持っていったらどうかということが進んできたように思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

(良いと思います、の声)

では、部会としての承認ということでは、事務局の方から、加えて途中途中意見がありましたので、事務局の方は、方向性としては「A」「B」「C」「D」でいうと、どちらの案で元々御用意いただいたところがあったでしょうか。

○事務局・橋係長

はい、「Case D」。宮戸保育園と仲町保育園を公私連携型保育所へ移行する案で進めたいというふうには考えております。

○鈴木部会長

今、そのところも確認させていただいた上で、部会員としての検討を経て、今回のこの段階で進めるということについては、全てを公設公営のままではなく、公設民営の民営化の方向に進める方向。その際の採用する方法としては、「D」の内容で進めるということで承認をするということでおろしいでしょうか。

(はい、の声)

では、そういった方向で、私の方で子ども・子育て会議の方に報告をさせていただきます。

では、議題（1）については以上としますけれども、次に進んでよろしいですか。

(大丈夫です、の声)

ありがとうございました。

◎2 議題 (2) 朝霞市育成保育等実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について

○鈴木部会長

では、次に進めてまいります。

次は、複数の種類の資料があるものになりますので、また先ほどと同じように、事務局からの説明が入りながら審議できればと思います。

では、議題(2)の方に入ってまいります。「朝霞市育成保育等指導実施要綱及び医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインの改正について」です。では事務局、お願ひいたします。

○事務局・臼倉主査

保育課保育係の臼倉と申します。よろしくお願ひします。

資料2-1、2-2、2-3をお手元に御用意いただければと思います。

こちら、市内の保育園において、障害のある子供や発達が気になる子供の受入れに関する要綱とガイドラインになります。

現在、保育課でこの要綱等の改正に着手しております、本日は、現行の要綱等の課題を説明した後、事務局の改正案について御説明します。

それでは、資料2-1を御覧ください。

まず、1の「(1) 用語」についてでございます。

「育成保育」について、朝霞市の育成保育は、心身に障害等がある児童について小学校への就学を支援するという福祉的観点から、保育士等の加配を行い、実施する統合保育になります。

「加配」とは、職員を追加で配置することをいいます。育成保育は、育成保育のための入所手続により入所する児童の利用調整を行っております。通常、保育園は就労などの認定事由が必要になりますけれども、本市の育成保育は、認定事由がなくても保育を行っているというような制度になってございます。

次に、「一般申請加配保育」ですが、保育所等に通常の入所手続で入所が内定、又は入所した要配慮児童、障害のある子供や発達が気になる子供に対し、保育士等の加配を行い実施する統合保育になります。

次に、「医療的ケア児保育」でございます。医療的ケア、例えばたんの吸引やインスリンの注射などが日常的に必要な子供に対し、看護師等の加配を行い実施する統合保育になります。

ちょっとこちら補足したいのですが、資料2-3をお手元に御用意いただいてもよろしいでし

ようか。資料2－3の3ページに、医療的ケア児の受入れについての要件の方が、3ページの中段、「(2) 受入れ要件」とございます。

こちらちょっと御説明しますと、①ですが、「医療的ケア児が、保育所等における集団保育が可能であること」ですとか、②には「日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立」していることですとか、例えば⑥の「保育所等における受け入れ体制」、例えば看護師の配置ですとか、施設、設備の面で受入れ体制が整っているというようなことができる子供について、保育園で受入れるというようなお話をします。

あともう一つ、この2－3の最後、裏表紙を1枚めくったところの「医療的ケア児の入所の流れ」というフローがございます。こちら、通常の入所、一般の申請とは手続を別に設けた入所申請の手続がございます。8月に入所申請の提出がございまして、その後、面談と体験保育を行います。児童の様子ですとか医療的ケアの内容を確認して、保育園の方で体験ということもしていただいております。こちらのフローによりますと、10月下旬に審査会を行いまして、ここで集団保育が可能かどうかということを含めた決定をして受け入れるというものが、この育成保育だったり、医療的ケア児の受入れということになってございます。

それでは資料2－1の方に戻っていただきまして、今、用語の説明で医療的ケア児のところまで御説明したところで、次に「統合保育」のところですけれども、統合保育とは、「心身の障害にかかわらず、子どもたちが保育所等において共に育ち合う中で、お互いを分かり合い、助け合える豊かな人間性を育み、安全で健やかに生活できることを目的とした保育。」として、市としては定義しております。

「(2) 現在の育成保育等の児童数」についてです。

過去3年のそれぞれの児童数を掲載しております。令和6年度の育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児は、合計すると164人というような状況でございます。

次に、2の(1)要綱等の制定状況についてです。従前は、保育園において障害のある子供を受け入れることについてお断りするケースが、かつてはございました。平成13年度、小学校への就学を支援するという福祉的観点から、公立保育園で行う育成保育実施要綱を定めまして、制度を始めております。その後、市内の保育園等、在園する児童の数は増えていき、障害のある子供や発達が気になる子も増加する中で、公立だけでなく民間保育園の方でも受入れが広がってきております。

また、導尿が必要な子供の受入れを公立保育園で実施しております。今後、医療の進歩とともに増加していくであろう医療的ケア児の保育に取り組む必要があることから、令和2年度、朝霞市では、医療的ケア児の保育園等受入れガイドラインを作成したところでございます。

また、令和3年度、育成保育実施要綱に、一般申請加配保育と医療的ケア児を追記する要綱の

改正を行ってきているという経緯がございます。

1ページ下段の（2）、現行の育成保育実施要綱について説明します。

「要綱の目的」ですが、この要綱は、先ほど御説明した統合保育を実施するために必要な事項を定めるものになります。「要綱の構成」ですが、育成保育と一般申請加配保育の実施施設や対象児童、定員、運営などについて規定しています。

2ページを御覧ください。

（3）現行の医療的ケア児のガイドラインについて説明します。「ガイドラインの目的」ですが、保育所等において、医療的ケア児を受け入れるための基本的な考え方や留意事項を示したものになります。「ガイドラインの構成」ですが、御覧のとおり、基本的事項、医療的ケア児の関係者の役割などを記載しています。

それでは、ここからが本題になりますが、3、現行要綱のガイドラインの課題を説明します。

まず、要綱については、現行、朝霞市の医療的ケア児の受入れは、育成保育の入所手続の中で対応しておりますが、制度の目的や受け入れる年齢などから、育成保育と医療的ケア児の入所手続を別々に整理したいというふうに考えております。

また、朝霞市の育成保育は、心身に障害等がある児童について、小学校への就学を支援するという福祉的観点から行う保育であることをここで明文化したいと考えております。

そこで、資料にございますとおり、一つ目の「・」、育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児保育の定義について整理し、二つ目、現行、育成保育に含めて対応していた医療的ケア児保育の申請方法を今回新たに設けまして、実施施設や対象児童などの規定を追加する。三つ目として、育成保育及び医療的ケア児保育の対象年齢を整理する必要があると考えております。

次に、（2）の医療的ケア児の受入れガイドラインについては、要綱の改正に伴いまして、対象年齢の見直しや定員に関する記述などが必要であると考えております。

また、実施施設について、現行は公設園のみを対象としたガイドラインになっておりますが、今後、医療的ケア児の受入れが増えることを見込みまして、民設園を追加したガイドラインにする必要があると考えております。

4の「要綱等の改正に向けた検討状況」も御説明させていただきます。

令和2年度に、朝霞市のガイドラインを発行した後、国の方で令和3年に医療的ケア児支援法を施行しております。

令和4年度に、公立保育園で医療的ケア児の受入れがあったほか、他市においても医療的ケア児の受入れが広がる中、令和5年度には、市内の保育所等の園長先生にお集まりいただく合同園長会におきまして、医療的ケア児の受入れと課題をテーマにした研修の方を行っております。

令和6年度、公立保育園の園長とガイドライン改正案の作成を始めておりまして、今年度の8

月には、合同園長会でガイドラインの改正案を説明し、民間の保育所等に医療的ケア児の受入れの相談が可能かどうかや、ガイドラインの改正案について御意見を伺うアンケートの方を行っております。

9月には、来年度に向けた育成保育の申請を行っており、その際、保護者の方に、今後制度の変更を検討している内容を御説明し、御意見があるかお聴きしております。

また、専門家としまして、みつばすれ学園と元気キッズホームとの意見交換をさせていただいております。みつばすみれ学園とは、障害や発達の遅れのある未就学児を対象に早期療育に対応している施設になります。また、元気キッズホームとは、保育園での集団保育が難しい場合などに児童の居宅で保育を行う居宅訪問型保育の事業者になります。

説明の方がちょっと長くなっていますが、こちらを前半とさせていただいて、御質問等を伺えればと思いますが、よろしくお願いします。

○鈴木部会長

では、ここまで資料2-1の1ページ、2ページのところの説明をさせていただいております。

ここまで説明のところで御質問、御意見、あるいは確認をもう一度したいというところなどございますでしょうか。

お願いします。

○大谷委員

大谷です。

令和5年度の保育所合同園長会というのを、研修テーマで説明を受けたと言われても、唐突にこの医療的ケア児の受入れというのが出てきたというイメージで、このときは。前触れもなかつたような気もするんですよね。このように国も動いていて、市もそれに合わせていくということなのかなと思うのですが。ちょっとインクルーシブ保育とかもいろいろなのが独り歩きしていく、非常に机上の空論的な感じが、現場はしています。本当にこれを実際受け入れるというには、相当、園も研修を積んでいろんな体制を整えないと、簡単に、大丈夫ですよとは言えないなという感じはしています。

うちの園に来た3歳の子ですが、前のところで端っこに追いやられていて、お母さんがすごく悲しかったというような話を聴きました。ということで、やっぱり園の中で、本当にみんな一緒に合同でというのであれば、よっぽどそれを園の中で話し合い、体制を整えるという方向でいないと、逆に、それをやる意味もなくなってしまうということもあるなと思ったりもします。

なので、例えば研修は各園で任せますよというよりも、例えばもっと積極的に市が関わるとか、あとは、看護師も雇うについては、民設園では結構大変ですね。まず、見つけるのも大変ですし、お金の面でも。補助金を出してくださると市の方が言ってくださっているので、それは、

足りるか足りないかちょっと分からぬですが、それはどうにかしても、例えば居宅の看護ステーションを市が連携するとか、何かそういった方法はないかなと思つたりします。

○鈴木部会長

ほか、御意見や確認等、いかがですか。

お願いします。

○村山委員

村山です。

この後、もしかしたらお話が出てくるかもしれません、医療的ケア児は、何となく分かりました。たんの吸引が必要とか。そもそも育成保育と一般申請加配保育の定義が知りたいです。

○鈴木部会長

事務局、お願いします。

○事務局・臼倉主査

まず、育成保育につきましては、ちょっと説明が重複してしまうのですが、元々は、保育園の方は、就労ですとかそういった認定事由のある御家庭の子供をお預かりするというのが、通常の保育園ではあるんですけども、就労要件がなくても、障害等のある子供について、小学校の接続、小学校で集団というところに慣れさせたいというような御家庭のために行うものとして、育成保育というものを行っているというのがスタートになってございます。

一般申請加配保育のお話ですが、通常の入所申請をして入られた子供が、一番多いケースでありますと、そういった子供が、年齢が上がるごとにだんだん発達が気になるところが見えてくる、顕著になってくるというところがあつて、この子は、加配という追加の保育士の先生をつけて、安全な保育、クラス運営のために付けようというようなことが、一般申請加配保育というようなものになっております。

医療的ケア児というのは、たんの吸引ですとか医療行為を行うような保育になるのですが、一般申請加配保育は、そういった医療行為ではない、自閉傾向の子供だったり多動傾向があつたりとか、いろんなケースがあるのですが、追加の先生を配置するというのが、一般申請加配保育になります。

○村山委員

それは、子供の状態の差ではなくて、親の就労の条件で働いていないと基本的に入れないとというのが保育園ですが、そこが取扱われているかの差という感じですね。

○事務局・臼倉主査

そうですね、子供の状態に育成保育と一般申請加配保育で違いはございません。

○村山委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○鈴木部会長

朝霞市独自ですよね、育成保育は。だから、福祉的観点というところが書かれているんですね。

その歴史をずっとたどってきた中で、障害がある子供たちの保育が定着するまでは、集団の中で育つことが成り立つかということで、入れる、入れないの判断が明確にあった時代がありましたので、そういう時代に、教育の保障とか保育の保障ということで市が始めた事業がスタートにあるというものです。

それが、だんだんと子供の人権が浸透していくとか、教育保障が進んでくると、いろいろな子供が共にいられる方法の模索になりますので、そうなったときに、障害があるかないかの区分けがある統合保育から始まっていて、その他いろいろなことの多様性を認めるインクルーシブ保育というくくりに概念が変わっていくというプロセスがありますので、どちらもそういった子供たちの保育ができるところがあるんだけれども、育成保育の位置付けをどうするかということも含めて今回お話を出てきていますので、まずその、通常どの市でも行われている一般申請加配保育と朝霞市としての独自の事業として行っている育成保育を、まず、言葉として押さえていただけると、この後の進みがよろしいかと思います。

では、今までのところが、言葉の説明であるとか現行の状態についての確認ということで説明があったことが中心になりますけれども、そういったところで、次に、どのような変更をするかという方向に入りますので、まず、この段階で更に確認や意見等がありましたら伺えればと思いますけれども、いかがでしょうか。

まずは、この段階ではよろしいですか。では、また課題の検討になったときに、また質問等の時間を作りますので、その際によろしくお願ひいたします。

では、引き続きまして事務局の方から、ガイドラインの改正、実施要綱の改正案等についての説明に入っていくことになりますので、そういった説明もろもろよろしくお願ひいたします。

○事務局・臼倉主査

ありがとうございます。

それでは、資料2-1の3ページを御覧ください。

「5 改正（案）」です。これまで御説明した課題と検討を踏まえまして、事務局で改正案を作成しております。

まずは、（1）の育成保育等実施要綱です。

まず1点目、要綱の名称ですが、「育成保育等実施要綱」から「障害児保育実施要綱」に変更してはと考えています。これまで「育成保育等」とする要綱の名称をとつてきましたが、育成保

育は、一般的に使用される言葉ではないことや、朝霞市独自の意味で使用していることから、今回、一般的に分かりやすい「障害児保育」という名称にしたいと考えております。

2点目、課題で御説明したとおり、育成保育、一般申請加配保育、医療的ケア児保育の定義を整理したいと思います。

具体的には、次の3点目、申請方法、認定事由などの改正についてを説明したいと思います。表が上下に二つありますと、上の表が現行の要綱、下の表が改正案になります。改正案について説明していきたいと思いますが、現行の表と比較しながら御覧いただければと思います。

改正案の表では、網掛けにしておりますのが今回の改正部分になります。

まず、「申請方法」ですが、一番右の医療的ケア児保育の申請方法を新たに設けます。このことにより、育成保育と一般申請加配保育の申請から医療的ケア児を除く扱いとします。

次は、「認定事由」になります。通常、保育園は就労などの認定事由が必要になりますが、本市の育成保育は、小学校への就学を支援するという福祉的観点から行う保育であることは、先ほども御説明しました。加配保育、医療的ケア児については、認定事由が必要とします。

ただし、医療的ケア児の4・5歳児については、認定事由がない場合でも育成保育と同様、福祉的観点から公設保育園に限りまして申請することを可能としたいと考えております。

次に、「年齢」についてです。育成保育は、現行「0～5歳児」としておりますが、育成保育の開始時の目的や、小学校への就学を意識する年齢であること、保育園の定員に対する空き状況などから、受入れ年齢を4歳児以上としたいと考えております。

医療的ケア児保育の年齢については、「1～5歳児」とします。0歳児を含めないこととする理由でございますが、医療的ケア児の保育園の入所申請は、入所の半年以上前になりますが、その時点で、日常的に保護者が行う医療的ケアが確立していることや、入退院がなく症状が安定していることなどの受入れの要件を満たしているかを確認する必要があります。0歳児の場合、入所申請の時点では生後間もないことなどから、受入れの要件を満たすことが難しいと考えられるため、受入れの年齢は1歳児以上としたいと考えております。

続いて、「実施施設」ですが、育成保育では、公設園としながら溝沼保育園を除くとしております。この理由は、溝沼保育園で医療的ケア児を受け入れることを想定しているためです。医療的ケア児の実施施設について、今後は公設園だけでなく、御協力いただける民間保育園と受入れを含めた内容にしたいと考えておりますので、一部の公設園と民設園にしております。

続いて、「定員」です。現行では、公設公営保育園が1施設当たり4名、公設民営と民設園が2名としておりましたが、改正案では、育成保育が1施設当たり2名、一般申請加配保育が定員なし、医療的ケア児保育が1施設2名かつクラス1名としたいと考えております。

1ページで育成保育等の児童数を御覧いただきましたとおり、一般申請加配保育を必要とする

児童数は増えている傾向がございます。一般申請加配保育の児童のうち、多くのケースでは入園時点では加配がなく、年齢が上がるにつれて障害の特性などが顕著に表れ、加配を付ける対応をしているところです。一般申請加配保育では、在園児童で加配が必要になるケースが多い状況から、特に、定員を定めないことと今回したいと考えております。

一方で、公設園も民設園も一般申請加配保育の児童を受け入れつつも、育成保育と医療的ケア児保育の定員を2名と定めまして、受入れ枠を確保したいと考えております。

次に、「入所時期」ですが、医療的ケア児保育で申請方法を設けた関係で変更しております。次の「体験保育」については、特に変更しておりませんので、説明は省略させていただきます。最後に、実施要綱の施行ですが、令和8年4月1日としたいと考えております。

4ページを御覧ください。

(2) のガイドラインについては、要綱の説明と重複しておりますので、「受け入れ年齢」「受け入れ施設」「定員」の説明については省略させていただきまして、4点目の「医療的ケア実施保育所等への支援について」でございますが、こちら現行のガイドラインには記載がない内容になっておりまして、今後は、医療的ケア児を受け入れた施設への支援としまして、児童の状況や集団保育に必要なことについて情報共有するための会議を開催したいと考えております。

最後に、ガイドラインの発行は、令和8年4月1日としたいと考えております。

資料2-2、2-3は、実際の改正案になっております。

以上が、事務局の改正案の説明になります。本部会で承認された改正案について、第4回の子ども・子育て会議で御審議いただくことを考えております。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○鈴木部会長

説明ありがとうございました。

では、今、中心的に説明されたのは、資料2-1の3ページ、4ページにまとめられている改正案の部分になっています。

では、最初に3ページの方の朝霞市育成保育等実施要綱の改正に関して、まず質問、御意見を頂いて、その後にまた別で、医療的ケア児のガイドラインの方の質疑応答を行います。

まず、朝霞市育成保育等実施要綱に関するこの説明を受けて、御質問、御意見等はいかがでしょうか。

○西委員

西です。

「改正(案)」の方の、対象年齢、育成保育は「0~5歳児」だったのが、「4・5歳児」になると思いますが、これは、やはり何度もおっしゃっていただいたように、設置目的が、小学校に

上がるための準備というものだと思うので、今もこの育成保育を申し込む方は、4歳児、5歳児がメインだったりするのですか。この対象年齢が変わることで困る人とかは、出るのかなどちょっとと思いました。

○鈴木部会長

事務局、いかがですか。

○事務局・臼倉主査

申請状況でございますけれども、4・5歳がやはり多い状況でございます。

○西委員

いないわけではない。

○事務局・臼倉主査

0歳から3歳も、あるにはあるのですが、4・5歳の集団生活を経験したいという理由で、申込みをされる方が多いということは、確認しています。

○事務局・玄順次長兼課長

実際のところ、今、整理がされていないというのは説明したかと思うのですが、育成保育の中で就労されていて申し込まれる方も、中には今いらっしゃるんですね。そういう方たちの低年齢の方というのもいらっしゃいますし、実際、就労されていなくて育成保育を申し込まれた方とごっちゃになってしまっているので、そこをまず整理したいというところで、育成保育と一般申請加配保育について、一般申請加配保育の方で就労されている方は申込みをしていただきたいという整理を付けたいというところがありますので、年齢のところも区切りたいというところはございます。

○西委員

後者の方が分かりやすい。素人からしたら、分かりやすい説明だなとなりますよね。

○事務局・玄順次長兼課長

その意味で、育成保育の本来の目的に沿ったものを明文化することで、実際に育成保育として必要な、就労されていない方でも集団保育を体験していただくという形を、より使いやすくしていきたいということもあります。

○鈴木部会長

では、次、御意見あるいは確認、質問等ございますか。

○村山委員

村山です。

今、その現状、加配保育の原則をしてるものを取り扱ってしまったときに、保育をしている先生方のアサインは間に合わないことが起きたりする想定はないんでしょうか。

○鈴木部会長

事務局、お願ひします。

○事務局・臼倉主査

今回、定員を定めない改正案にさせていただいているのですが、現状としては、受け入れている子が、加配が必要だということで加配要望など手続があるんですけれども、そういったもので加配を付けている子は増えているという状況が、まずございます。そういったものに受け入れている子がある中で、退園などすることは難しいということがございますので、定員を定めることが難しいということがあるということ。

また、1クラスの中で加配が必要な子が多い場合には、更にこれから入ってくる子で、加配が必要な子が入るかどうかというところについては、現場と確認をしながら受け入れを行っています。

○事務局・玄順次長兼課長

現状、今、定員を定めているのですが、現状としては、この定員以上の受入れがされているのが実際の現状でして、逆に、この定員設定を今の状態にしたまますとすると、やはり、今後、今現在それ以上受けているという状況と一致していないというところが、まず、かい離があるところから、現状に合わせたものにした方が良いのではないかというのが、事務局の考えです。

ですので、当然、現場としてこれ以上の受入れができないとかというのは、判断はありますので、そのところではほかの園をあっせんするとか、そういった対応をするということが必要になってくるかと思いますが、あくまでも現状に合わせた改正ということで、定員なしという形を、今は事務局としては考えているところでございます。

○村山委員

なるほど。ありがとうございます。

○事務局・堤田部長

先ほどのお話の中で、多分、先生のというところで、現在も、やはり入園決定しても先生が見付からないから、お待ちいただいているケースというのもあるんですね。

○村山委員

それはあるんですね。

○事務局・堤田部長

なので、実際にこうしたからといって、全員入れるわけでは、やはりない。

○村山委員

そうですよね。

○事務局・堤田部長

入園が決定しても加配の方が見付かるまで1か月、2か月待っていただくというケースは、今年もありましたし、多分、来年以降も、それはどうしても出てきてしまうことは考えられます。

○村山委員

逆に、定員を設けなくてはいけないというところは、あると思うのですが、あえて記載してしまうことで、トラブルとかになり得たりするのかなというのは、ちょっと心配したところではあります。なので、注釈とかは、ある程度必要になるのかなとは思いました。

ありがとうございます。

○鈴木部会長

そのほか、いかがでしょうか。

では、まず要綱の名前をみていきます。「育成保育」という市独自の障害のある子供たちも含めた保育展開を指す言葉であるというところと、そのほかの事業内容も含めるということがあるので、要綱名としては「育成保育」としている部分を、「障害児保育」に変えるということが提案されていますけれども、こちらは、このまま承認ということでおろしいでしょうか。あるいは、そのほかの言葉がいいとか。いろいろな自治体が、いろいろな言葉を使っているんですね。

「要支援児童」とかいろいろな言葉が実際あるので、そういったところで、もし、この言葉以外のところが浮かぶということがあれば、御意見を頂ければと思いますけれども。

○村山委員

障害児は、今、世の中的に割と一般的に使われている言葉かどうかといったときに、最近、使わなくなっている方向の世の中イメージは、私としてはあったのですが。そこは、ちなみに会長、世の中的にどうとかありますか。

○鈴木部会長

法律上はある言葉なので、法制度を定めるときには対象者が明確である必要がありますから、そういった点では使われることがないということはないです。

ただ、御本人、当事者、御家族が御覧になったときに、障害の表記自体も、漢字の使われ方自体もいろいろな選択肢が出てきているので、そこを市民の方が御覧になったときに、内容として誤解がなくて、そういった差別偏見の観点がないというようなことも考えるのであれば、ほかの言葉の選択肢もなくはないとは思いますけれども。すごくこれが、その方々を指すこととしてふさわしくない言葉であるとも言い切れないというような、極めて分かりやすいというところはあります。

○西委員

西です。

ちょっと話がずれちゃうんですけど、よくよく考えたら、この要綱の名前を「障害児保育実施

要綱」に変えるのに、要綱の方は、「育成保育」のままなんですよね。そこが、初めて子育てをする人で、こういうのを朝霞市ではやっていますよと、「障害児保育実施要綱」というのがあって、こういうのがあるんですよといったとき、「障害児保育」という言葉が1個も出てこないのは、何かちょっと難しいかなと思いましたので、これは、もしかしたら後でかもしれません、続けてください。ありがとうございます。

○鈴木部会長

御覧になったとき、読み取り方ですね。

○西委員

この要綱と、今、私が見ている申請方法だったりとかが、同じものと思わないかなと、ちょっとと思いました。名前が違うので。

○鈴木部会長

対象となる子供たちが、心身に障害等があるということから、どの内容を活用するかということとでその後の三つの軸に進んでいきますね。この要綱の対象者については第1条にありますから、そこの方まで内容を読み進めてもらえれば分かるかなと思います。

○西委員

そうですね、ちゃんと読んでいけば大丈夫かと思います。ありがとうございます。

○鈴木部会長

そういう意味では、情報の出し方かな。

○西委員

そういう意味では、私は分かりやすく「障害児保育」でいいと思っています。

以上です。

○鈴木部会長

いかがですか。

「障害児保育」という言葉での要綱の記述ということでまとめてよろしいでしょうか。

では、このことは、この御提案の内容で承認されたということで進めてまいります。

では、次です。

「育成保育」「一般申請加配保育」の定義をするとともに、あと、今まで育成保育の中で取り上げられていた「医療的ケア児保育」ということを別に表記するということ。それに伴って、表中にもありますが、医療的ケア児保育申請の方法について、基本的には、認定事由なので保育を必要とする事由が前提になる。ただし、4・5歳児については、その限りではないということの付記が付く形も関連することでの言葉の区分けになってくることになりますが、「育成保育」「一般申請加配保育」「医療的ケア児保育」の言葉、それぞれ定義をし、その内容は先ほどの内容と

いうことでよろしいですか。用語で、最初に説明いただいた1ページの方で記載されている言葉が、その定義として用いられていくということでの御提案でございますが、このような形でよろしいでしょうか。

(はい、の声)

まずは、言葉の定義の部分で。では、その部分も承認されました。

では、次がそれぞれの対象児童と実施施設等の規定を見直すということが、③のところに具体的に書かれた、特に網掛けの部分になります。

こちらの方について、御意見等はございますでしょうか。

○村山委員

村山です。

すごく単純に考えたときに、幼稚園は3歳から入れるじゃないですか。なので、そこをやはり3歳からではなく4・5歳じゃないと駄目かなというところが、個人的な意見としては、3歳は範囲としてあってもいいのではないかなと思ったところはあります。

○鈴木部会長

それは、育成保育の方ですか。

○村山委員

はい、育成保育のところです。何となく、団体行動するとなったとき、保育園に行っているけど、幼稚園は3歳から入って、割と集合して育んでいくかなと思ったんですけども、というところは、やはり4歳かなという気も何か分からなくもなくも。ただ、今まで「0～5歳児」だったので、狭めるのであれば3歳ぐらいからだと、またちょっと違うのかなと思ったりは、親目線からするとあります。

○鈴木部会長

事務局、いかがですか。

○事務局・臼倉主査

3歳からとするか、4歳からとするかというところは、明確なものはないのは確かでございます。やはり集団行動という、保育園の方でもクラスの年齢が上がるにつれて、集団を意識した活動内容をするということが、もちろん上がっていくごとにというところがありまして、園長先生などとの検討の中で4歳児以上としてはどうかというところで、事務局案としては挙げさせていただいて、御提案させていただいているところでございます。それが、3歳では駄目な理由は、特にございません。

○村山委員

そうですよね。

○鈴木部会長

では、ここでの会議体で、もし、3歳からということが我々からの部会からの希望があった場合に、御検討いただける可能性もあるということで捉えてよろしいですか。

では、今、育成保育の部分について、改正案の中で、「4・5歳」とあるところを、3歳からということで。満3歳ではなくて3歳児でよろしいですか。

○村山委員

そうです。幼稚園が年少さんから入れるのと同じ感覚かなと。

○鈴木部会長

4月付けですね。

○村山委員

はい。

○鈴木部会長

「3・4・5歳児」ということをしてはいかがかということで今、意見が出てまいりました。

このことを、まず部会の皆さんの方での意思確認をしたいのですが、皆様いかがですか。

○西委員

西です。

医療的ケア児の方の、ただし、「4・5歳児」はというのが、この育成保育の「4・5歳児」と絡んでの追記だと思うのですが、そこはどうでしょうか。これもセットなのか。

○鈴木部会長

それはそれで、分かれているのか。

○西委員

分かれたときに、じゃあ医療的ケア児は、「4・5歳児」は、何でなんですかとなったときに、やはり、明確な理由がほしくなるかなとは思って。

○鈴木部会長

事務局、いかがですか。

○事務局・臼倉主査

御議論いただきたいことでもあるのですが、今、「4・5歳」にしている理由の部分とも絡んではいるんですが、例えば、医療的ケア児は、「施設2名かつクラス1名」としていまして、溝沼保育園なら溝沼保育園で、2人が受け入れられるというところで、例えば3歳で入りますと、3年間その枠を使うというところにはなるんです。なので、そうするともう1人しか受け入れることができないとかいうような、年数が長くなるということ、その子にとってはいいかもしないですし、それ以外の子は入れなくなる可能性が高まるということもあるかなというふうには思

っております。

ただ、3歳だと駄目ということではないということではあるのですが、こちらで検討した中ではそういったことを含めて「4・5歳」とさせていただいている。

○鈴木部会長

同時に、施設につき2名なので、既にもう定員が充足しているので選択肢がない可能性の方が、高いんじゃないですかね。ニーズが高いので、今この部分は。

○西委員

今の理由だと、私は今までいいんじゃないかなと思いました。

○村山委員

私も、その理由を聴くと、そういう側面があるのかというのは、やはり聴いてみないと分からぬなと思ったので。なので、特に3歳児を入れてほしいというところではないので、このままで良いかと思います。

○事務局・金子課長補佐

育成保育の方も。

○村山委員

なので、「4・5歳」で、良いと思います。

○鈴木部会長

そろえるというところで。

○村山委員

はい。

○西委員

施設の定員が同じなので、そろえた方がいいかなと思います。

○鈴木部会長

お二人はそのこと、いかがですか。

○大谷委員

民間は、0から5歳児なんですよね。だから、その低年齢児をみんな民間で拾わなくちゃいけないなっていうような、何か。

○事務局・玄順次長兼課長

一般申請は公立もあるので、育成保育だけ公立でやるという形になるので。

○大谷委員

そうですか。一般申請で入ってきてしまって、後で分かるというパターンはどこにでもいっぽいあるということですよね。

○事務局・玄順次長兼課長

公立でも民間でも同じということです。

○大谷委員

これは、通例どおりという感じですか。今までと。

○西委員

分かりやすく、ちょっと整理しただけで、もしかしたら大きな変化はないのかもしれません。

○大谷委員

そうですね、民間にしてみれば、通例どおりという感じ。

○鈴木部会長

医療的ケア児については、明確に就労要件等の入所理由があるということでなければ、利用することが難しいということは、明確になった時期のお子さんも出ているので、ここは、今までと変えているところですね。

では、育成保育に関しては、現行の網掛け部分をそのまま進めるということで、承認ということでおよろしいでしょうか。

(はい、の声)

先ほど年齢の話は出ましたけれども、事務局からあった内容で進めていくということで、承認されました。

次は、一般申請加配保育については、いかがですか。

今、定員の部分については、私も事前打合せで懸念を申し上げたところでもあったので、現状と市民の方に御理解いただくところと審査会があってという経緯は、している場合には分かるのですが、この資料のみが独り歩きしたときに、どこまでも答えていただけるのか。求める声に対して、現場の状況もあるけれど、このことがあることで希望を持たれる方々の立場になったときに、この表記がこのままでいいかというところは懸念は持っています。定員なしというのは大冒険じゃないかと思っているんですね。

4月の段階での次年度のクラス作りという点では、確認があつて見通しはある。ただ、子供の発育発達は、発見の時期というのがまちまちなので、そのことによって、手を掛けていきたくなるという現状が生じることは年間の中で起こるので、そうなると、適切な保育環境を考えれば、加配という方法を考えることも現実的にあるのは分かる。ただ、現実はそうだけど、この内容を運用するに当たって、「ね、事務局。」みたいな。

○事務局・臼倉主査

今の御議論をいただいている中ですと、少し私の方で考えたところでは、資料2-2を御覧い

ただきまして、2ページの中段ぐらいに「定員」という欄のところがございます。これを見ますと、素直に読みますと、と言いますか、一般申請加配保育、「定員を定めない」と書いてございますので、幾らでも受け入れられるような誤解といいますか、あるのではないかというような御指摘かと思います。

その表の下に2項として、受入れと書いてありながらも、保育所等の状況に応じて、下回る受入れとなる場合もあるということを書いてございますが、つまり、保育所等の状況等に応じて増減があるよみたいな書き方を。一般申請加配保育で、例えば定員を4人と定めておきながら、この2項等で、状況によって増減するみたいな書き方にするということであれば、まずは、定員を定めつつ、現状に合わせた運用もするみたいなことをできるのかなと。担当としては思います。

○事務局・山守係長

あとは上に元々あるように、原則、施設2名という表記をそのままにしておいて、実際には現状より超える数を受け入れるということも、あり得るかなと思います。

○鈴木部会長

「定員を定めない」はね。

○西委員

でも、ただちょっと、一度この「定員を定めない」というのを見てしまうと、ここを残したままどうにか、その他事由によっては入れない場合、加配できない場合もあるよというのを、うまいこと日本語を探して来られないかなと。

定員なしはなしで、やっぱり朝霞市がそれだけ取り組んでいるというのが伝わるかなと思ったので、これを今見ているのは、私たちだけなのでしょうけれど、1回定員なしで見てしまうと、ここにもう1回、定員4名とかになるのは、何かちょっと言い回しで頑張れないかなとは思いましたけれども。なければ、事務局の提案のように改めて定員を定めた上で、増減しますよ、でも仕方ないのかなとは思いますけど。一旦ちょっと、定員なしのまま、うまい言い回しがほしい気もします。

○事務局・臼倉主査

資料2-3を御覧いただきまして。

2-2の要綱は、市民の方に御覧いただきたいなと思います。なかなか見る機会はないかもしないですが。医療的ケアの方につきましては、このガイドラインの方が見ることが多くなってくるかなと考えます。

資料2-3の4ページを御覧いただきまして。4ページの(4)に、入所時期等と合わせて入所定員について書いてございます。こちら、先ほどの改正案もそうなんですが、「2名かつ1クラス1名まで」と書いてあります、※印の二つ目に、やはり受入れ環境によって受入れ人数

が変わるものがありますというような書き方をさせていただいているような形です。

また、一方で窓口にいらっしゃった申請に来ていただく方には、育成保育であったり、医療的ケアに関する説明をする場合には、御案内の冊子を説明させていただくところにも、こういった受入れ施設の状況によって受け入れられるかどうか変わるんですよという話は、御案内にも書いてありますし、窓口でも御説明させていただいている状況ではあります。先ほども、西委員の方がおっしゃられた、うまい言い方というか。

○西委員

でも、私、今ここを見ながら、さっきの私が言ったことは、一步間違えれば詐欺になってしまふと思いました。定員なしって、やっぱり市の頑張りも伝わるし、このまま行ってほしい気持ちもありましたが、定員なしと言つて例えば補足事項で、ただ、施設の保育環境によっては制限が掛かる場合がありますと書いてしまつた場合、逆に、落胆の方が大きいのかなと自分で思いました。

なので、事務局がおっしゃつていただいたような、定員なしはちょっとやっぱり冒険だということなので、冒険しないで、かつ柔軟な文言をやってくれたら、もうちょっと希望が見出せるのかなというのは、すみません。さっきのは、撤回でも大丈夫です。失礼しました。

○大谷委員

2名と書いても、実際のところ全然2名じゃ足りないですか。

(ですよね、の声)

うちの園だけでも受け入れている子は、本当、全然2名じゃないです。逆に、各クラスいるぐらいな感じもあるので、全員を加配にはしていなくて、療育だけお勧めして行つているというような子供もいたり。だから、加配と療育と全然、何ですかね。

○鈴木部会長

合うわけではないですね。

○大谷委員

合うわけではないけれども、という感じです。となると、定員なしでも良いのかもねと思ったりもします。

○西委員

本当ですか。現場がそうおっしゃってくれるなら、ちょっと、はい。

○鈴木部会長

悩ましいですよね。

○大谷委員

でも、あんまりいっぱいになつてしまつてもとは思いますが。

○鈴木部会長

保育所に来ている方々は、いろんな方々なので。ここで話していることは、障害のある方を前提にしていますが、障害のあるない関係なく、いろんな子たちが幼児教育を受けに来ているので、どの方から見ても自分の子供の保育の保障があるという文言の方がいいと思うのですよ。ある特定の人の立場で、我が子が受けられるだけではなくて、どの方の立場から見ても誤解のない文章の方がいいと思うんですね。

私もいろんな保育園とか幼稚園に助言を行っているときに、気になる子供がいることは、保護者の目からも確認というか、感じ取れるものがあったときに、保育の内容がどうなるのかということが、二の次で出てくるということは、聞く話なんです。先生方が、その保育の有り様の中で、一人一人育てながら、その年の年齢としての育ちということは、また次の議論で出てきたりすることを考えると、市としては最善を尽くすというところはあるけれども、その受け入れの部分で、保育の有り様というところに沿う文言である必要もあると思うんです。どの方が見ても。

なので、現状は本当にフリーだとは思うんですよ。私も現場に入っていて。人数を定めたところで、そうではないというのが、本当にそれは現実的なことだけれども、やっぱり、保育の質ということが、日本の場合は、保育所保育と児童発達支援事業というくくりを作っている国なので、そこの抑えどころが持っている国ですから、日本の場合は。そこは、地域にある保育所の保育というものを第一にしながらという合理的配慮の上で考えていることなので、ある程度、印はあってもいいか、そういうガイドラインが守られる審査会であるということが維持されるのであれば、定員なしということは、どの人にも説明は付くと思うんです。

なので、仕組みがあれば、大丈夫だと思います。ただ、そこで説明が尽くせないという事案が起きたときには、市の方が最善を尽くしていることを守るためにも、ある程度の枠組みということは、やっぱり軸があった方がいいのではないかとも思うので、冒険じゃないかなど。朝霞市のその辺りの状況を、私は詳しく把握できていないので、保育所の先生方、幼稚園の先生方の育成がどれくらい進んでいるかとか、統合保育からインクルーシブ保育ということをする言葉を使っても、保育としての展開が落ち着いてできる状態にあるのかとか、そういうところを見てみると、現実に合ったふさわしい言葉を私も紡げないのですが、ここは、定員なしで付記するのか、何か表示があって付記があるのか、どちらかで、ただし、現状のように、そこは全て応じられるものでもないということは書かなければならぬと思いますので、表示の仕方は、事務局任せでいいですか。

○西委員

ありがとうございます。

今、鈴木先生が話してくださった、最初のやっぱりいろんな人が保育園に通うとなったとき

に、急にすごい素人なことを言いますが、定員ありなしを明記しないで、その保育環境によって
という文言だけというのもありなのかなと。すごい素人目線でこういった書類を読んだときに、
実は、意外と定員4人とか、定員なしとか、何も明記しないで説明事項だけあるのも、もしかし
たら分かりやすいのではないかと、ちょっと一意見でございますが。言ってくださったよう
に、事務局で、また、もし良ければ再検討していただく感じで良いかなと思います。

以上です。

○鈴木部会長

では、そこの定員というところの表記の仕方は、考えていただきたいというところはあります
たけれども、現状を鑑みても数字で表せないということも、部会員としては、合意形成はできた
というところがありますので、あとは、事務局お願いしますということでおろしいでしょうか。

(お願いします、の声)

事務局から提案された内容で進めるという形になりますので、その確認というのは、子ども・
子育て会議の第4回のときの報告で私が伝達することで、部会の皆さんのが把握されるのか、事前
に把握する段取りを取られるかとか、いかがですか。

○事務局・玄順次長兼課長

来月にあります、3回目の子ども・子育て会議のときに、部会員の皆さんには、こういう方向
でいきたいという案を示させていただきたいと思いますので、それで御確認いただければと思
います。

○鈴木部会長

では、一般申請加配保育については、網掛け部分について、定員の部分については、検討が続
くという形になりましたので、この点は、第3回の子ども・子育て会議の際に確認をするという
ことの手順を踏んで承認に至るということ。もう1回会議をするわけではないけれども、そこが
確認の場になるという手順で、進めさせていただきます。

では、医療的ケア児の保育に関するところの網掛け部分ですけれども、いかがでしょうか。こ
の内容での承認ということに至るか、あるいは、御意見等があるか、いかがですか。

○大谷委員

これは、受入れ体制を本当に作らないとなかなか難しいなというふうに思っているのですが、
先ほど言ったような居宅の看護ステーションの利用とか、何かそういう工夫があるといいなと思
うのですが、市の方からも呼び掛けていただくとか。いろいろ看護ステーションもいっぱいある
ので、協力してくれるところもあるとは思います。療育が必要な子の施設と一緒にやっているよ
うな看護ステーションもあったりするので、ちょっと働き掛けなければと思ったりしま
す。

○鈴木部会長

行っていくに当たっては、体制作りという部分を園に任せるではなく、市としても関与をすること。

○大谷委員

是非、お願いします。

○鈴木部会長

そのほか、いかがでしょうか。

特に、意見等がなければ、この医療的ケア児保育に関する改正案にある部分は、そのままこの部会では承認するという形を探らせていただきますけれども。

○村山委員

1点、良いですか。今、3歳から5歳が、1歳からに下がることで、それこそ、さっきの説明で言うと、長くいるとほかの人が入れない理論からすると、逆行しますよね。ここが、年齢が引き下がる理由は、何なんでしょうか。

○鈴木部会長

事務局、お願いします。

○事務局・臼倉主査

医療的ケア児の保育については、通常の保育園の入る理由、就労要件のある方を、今回認定事由必要というような形でさせていただいているので、就労要件がある方であれば、年齢を問わないのが本来の姿であろうと。ただ、先ほどちょっと0歳を除かせていただいたのは、そのときはまだ判断できないだろうということで、その検討があった中で、1歳からというような形にさせていただいている。

○村山委員

変な話、現実的なんですか。1歳の医療的ケア児を受け入れる体制って、世の中的に、普通に行われている。

○鈴木部会長

あります。

○村山委員

そういうものなんですね。

○事務局・玄順次長兼課長

朝霞市の方で、この医療的ケア児のガイドラインを作ったときには、現場の声からして、3歳児からであれば、現場の方でも受入れが可能だというところから始まっておりました。

その後、先ほどの説明にもありました、国の方で医療的ケア児の支援法などができるきて、他

の自治体を見ますと、やはり1歳からの受入れというのは、当たり前のようになってきている中で、朝霞市だけ3歳児にするというのが、なかなか逆に、理由としてならなくなってきたというところから、他の自治体にも合わせた形に。他の自治体も、やはり0歳児というのは、受入れということができていない状況ではございますので、どちらかというと他の自治体に合わせるようなところが大きい部分です。

○村山委員

ありがとうございます。納得いたしました。

○鈴木部会長

では、医療的ケア児の保育の部分は、提案があった内容でよろしいでしょうか。

(はい、の声)

では、承認されたということで、このまま進めています。

では、次の4ページ目、御覧ください。

先ほどの説明にありましたように、(2)「医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン」の「①主な改正内容」の最初の3点については、今、検討が済んだという扱いになってまいりますので、4点目のところの記載に関して、改正案としての内容が提案されております。

この内容をガイドラインの方に記載するということでの提案がありますけれども、この内容を受けるということで承認よろしいでしょうか。あるいは、加筆とか質問とかございますでしょうか。

「保育所間」以外に、アドバイザーを入れる選択肢はありますか。

○事務局・臼倉主査

実際の案を見ていただけますでしょうか。資料2-3「医療的ケア児の保育園等受入れガイドライン(案)」の8ページでございます。こちらが、具体的な書きぶりになっておりまして、今、専門家、アドバイザーですね、「医師等の専門家」を今ちょっと想定していました、これからどういった形で行うかということは検討していきたいなというところです。

○鈴木部会長

ありがとうございます。

では、文言提案の方の具体的な内容をガイドラインの8ページで見ると、施設への支援としては、保育所間の情報共有だけではなく、ほかのことも必要に応じて考えている方法も取られるということが確認されました。そのことも踏まえて、いかがでしょうか。

承認ということでよろしいですか。

(はい、の声)

では、承認ということでガイドラインの方、未検討になっていました文言の部分について、確

認が取れましたので、承認されたということになります。

では、こちらの要綱とガイドラインについては、先ほどの一般申請加配保育の定員については検討が続くという形になりましたけれども、そのほかについては、承認されたということになります。

また、未検討の部分も踏まえまして、次回の子ども・子育て会議、4回目の方に私の方から報告するということをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎2 議題 (4) その他

○鈴木部会長

では、皆さん長時間にわたりまして、大変ありがとうございます。

これで、全て検討する内容が終了となります、全体を通して何か御意見、御質問等ある方、いらっしゃいますでしょうか。

○大谷委員

運営側としては、すごいスピードでどんどん医療的ケア児も、そこに「誰通」も入っている、子ども誰でも通園制度もありますよね。子ども誰でも通園制度は、働いていなくても誰でもいいし、整合性の取れないようなものがいっぱい、私の中では感じてしまって。どれをどういうふうに取り組んでいったらいいんだろうと。療育との境目も、育成とか加配とかも何だかよく分からぬ。両輪で進んでいくのがいいだろうというふうには思いますけれども、どういうふうにしたらしいですかと、本当に市役所の方に聴きたいです。

○事務局・臼倉主査

なかなか、難しい質問です。

○大谷委員

急に、いろいろなインクルーシブとかも、Y o u T u b eで見るといっぱい上がっていますけれども、あれも最初の保育の担保という意味では、先生たちの配置をしっかり考えるのと、インクルーシブでいろいろな子が入ってくる、加配の先生がいたり、それとも合同保育でいろいろなクラスが一緒にということで、配置もぶれてこないかなと思ったり。逆に、ごちゃごちゃにしてしまった方が、人数が少なくていいのかななんて思ったり。何かどういうふうに考えたらいいのかなと本当によく分からなくなってしましました。

○事務局・玄順次長兼課長

配置基準は、それぞれ計算してやるんでしょうけど。

○事務局・橋係長

育成保育、あと合同保育にしてもそうです。

○大谷委員

保育は保育で、例えば療育とかいろいろ合体していたりすると、そこは、どこまで重なっていいのかとか。

○事務局・橋係長

それぞれの制度で、国が基準をちゃんと定めていますので。例えば、こども誰でも通園制度とかですと、今やっている保育園と一体的にやる場合は、人数が何人までいいとか、一時保育とかもそうだったりするので、それぞれで計算していくしかないと思うんですけど。

○大谷委員

全部をやろうと思えば、もう何人でもいるということですよね。
ということになってしまふ。

○事務局・玄順次長兼課長

療育をやって、こども誰でも通園制度をやって、全部一体でやるとなつたら、そうなってしまふ可能性はありますけれども。

○大谷委員

市の要望に全部お応えしますといったら、ものすごい人数になるなと思つたりします。

○事務局・堤田課長

御無理のない範囲で、やっていただければ。

○大谷委員

そうですね。

○事務局・山守係長

こども誰でも通園制度も、強制というわけではないので。

○大谷委員

そうですよね。まだ、なかなか取り組むのが難しいかなとは思つていますけれど。
私も、余りにも早過ぎて、何か流れが。

○事務局・玄順次長兼課長

民間の先生たちの園長会というのを年1回やっていたのですが、それをもう少し、課の方でも考えて、実務的な園長会と事務的な園長会みたいな形で、運営事務を担当する方への説明会とかという形で、今後、年明けにまた、来年度の運営費とかの関係で変わる部分とかそういうこともありますので、そういうのも含めた説明会とか運営に関する説明会というのは、事業者向けにはやっていきたいなというふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

○大谷委員

よろしくお願ひします。

○西委員

最後、いいですか。

○鈴木部会長

はい、どうぞ。

○西委員

今日、次第で議題が2個あって、承認されたと思いますが、議論の中であった、例えば保育園の今後の在り方、取りあえず今回の部会では、「D」の方向がいいのではないかということで報告されると思いますが、その過程で、でもやはり「A」だったり「C」だったりも目指していくかなくてはいけないというようなことだったり、あと、障害児保育実施要綱の医療的ケア児のところも、やっぱり体制作りは本当にしてくれないとという、付随したところをなかつたことにしないでいただきたいなというのだけ、最後お願いします。

以上です。

○事務局・堤田部長

公立保育園の在り方は、やはり西委員のおっしゃるとおりなので。ただ、最初に次長が言ったように、朝霞市は20年ぐらいは、子供も減っていくことがないので。

○西委員

そうなんですよね。小学校1年生の数、とても減るんですよ。

○事務局・堤田部長

県北とかいろいろな方に行くと、だんだん公立を閉じてとかというのも、どんどん考えなくてはいけないし。

○西委員

急には減らないですよね。

○事務局・堤田部長

やっぱり朝霞は、しばらくは少しずつしか減っていかないので、今の状況だと、やはり公立は残しつつという。ゆくゆくは、本当に先が見えてきたらやっぱり。という形でやっていかないと、入れる子たちが入れなくなってしまう。

○西委員

それが一番嫌ですね。

○事務局・堤田部長

公立保育園の今後全体の在り方は、やはりもう少し長いスパンで考えていく必要があるというのは、職員はみんな認識していますので。

○大谷委員

あとは、お金ですね。

○事務局・堤田部長

お金の話は、先ほどの。短期的なところで公設民営をというのが、一番直近で改革しやすいという部分。その部分を承認いただけたので、そこは、進めていきたいなというふうに思います。

○大谷委員

まだまだ、先の話ということですね。

○西委員

長いスパンのスタート。

○事務局・堤田部長

ただ、今日決めていただいた部分は、なるべく早目に手を付けたいという。1年遅れれば、何億と変わってくる話なんですよ、実は。この2園だけでも。

○西委員

そうなんですね。

○事務局・堤田部長

なので、早く動ければ動きたいなとは思います。

○3 閉会

○鈴木部会長

よろしいですか。

では、これにて終了させていただきます。

今回あった審議事項と、あとは、先ほどお話があった検討された内容のポイントになるところについても含めて、子ども・子育て会議の方に報告するという形になると思います。

あとは、議事録をこれから作ってまいりますが、そういった諸手続は部会長に一任いただくということでおよろしいでしょうか。

(お願いします、の声)

では、これで終わらせていただきます。

議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局・櫛山主査

鈴木部会長、議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間の御審議ありがとうございました。

以上で、令和7年度第1回保育園等運営検討部会を終了いたします。